

Press Release

各位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ETF】『MAXIS米国株式(S&P500)上場投信』 設定・上場について

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:松田 ^{まつだ} ^{とおる} 通)は、『MAXIS米国株式(S&P500)上場投信』を2020年1月8日(水)に新規に設定し、1月9日(木)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	2558

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	その他資産	年2回	北米	ファミリーファンド	なし	その他(S&P500指数(円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



ファンドの特色

投資方針

円換算したS&P500指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、円換算したS&P500指数の変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資を行います。
- 円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

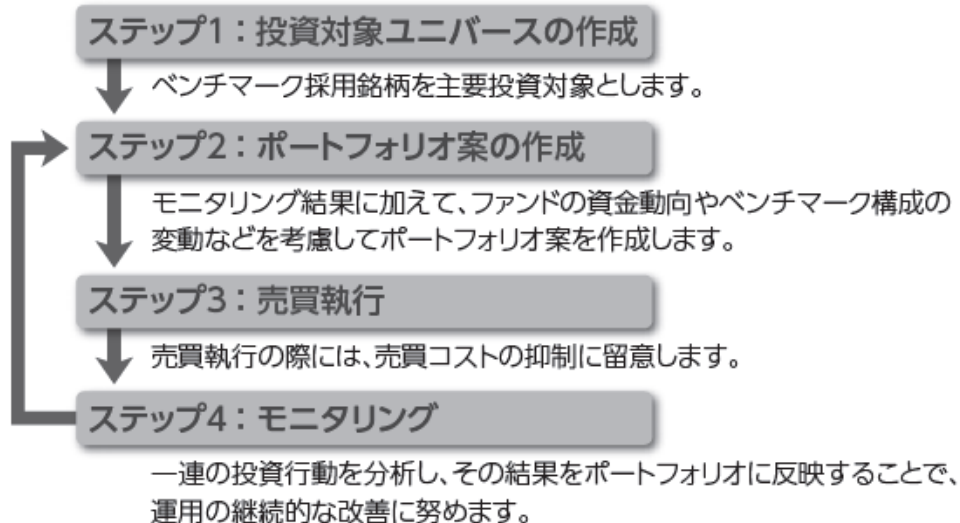
※実際の運用はS&P500インデックスマザーファンドを通じて行います。

<S&P500指数について>

S&P500指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。S&P500指数(円換算ベース)は、S&P500指数(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算*したものです。

※原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

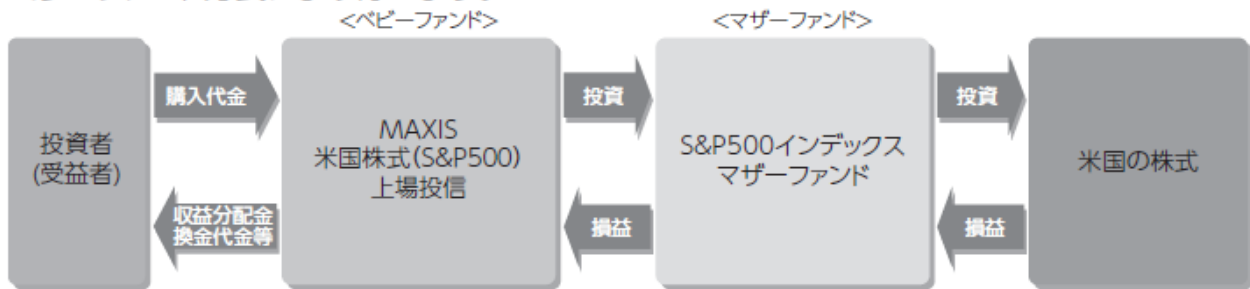
為替対応
方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

●為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主にS&P500インデックスマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。


取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2020年1月9日に新規上場予定)

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(6・12月の各8日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2020年6月8日です。)

【S&P500®指数】の著作権等について

S&P500®指数は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因: 基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスクです。上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年1月8日(2020年1月9日)
信託期間	無期限
決算日	毎年6・12月の8日 ※初回決算日は2020年6月8日
ベンチマーク	S&P500指数(円換算ベース)
取引所における 売買単位	1口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただけます。】	
■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかります。約定金額とは別にご負担いただけます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品質料およびマザーファンドの品質料のうちファンドに属するとみなした額の55%(税抜50%)以内の額
ファンドの上場に係る 費用	2019年12月23日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))
対象指数について の商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.05%(上限)をかけた額)
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・換金請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年1月8日(2020年1月9日)
信託期間	無期限
決算日	毎年6・12月の8日 ※初回決算日は2020年6月8日
ベンチマーク	S&P500指数(円換算ベース)
取引所における売買単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等お申込みメモ」をご覧ください。
購入単位	1,000口の整数倍で販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	1,000口の整数倍で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
申込不可日	<p>購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。</p> <p><購入></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日 2. 決算日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の6営業日前から起算して6営業日以内) 3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p><換金></p> <p>2020年3月8日までは換金のお申し込みができません。2020年3月9日以降、原則として以下の日を換金申込受付日とするお申込みはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日 2. 決算日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の6営業日前から起算して6営業日以内) 3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p>なお、委託会社は、2. から 4. に定める日の購入・換金のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては、お申込みの受付を行うことができます。</p>
【お客さまには以下の費用をご負担いただけます。】	
■申込時に直接ご負担いただく費用	
購入時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
換金時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	なし
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品質料およびマザーファンドの品質料のうちファンドに属するとみなした額の55%(税抜50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2019年12月23日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.05%(上限)をかけた額)
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。取引所を通してお取引される際は、各証券会社が交付する上場有価証券等書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。なお、販売会社において、取得（購入）申込・交換（換金）請求をされる際は、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月23日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
三菱UFJ国際投信 経営企画部
電話 (03)5221-5684